

熊本県立ひのくに高等支援学校いじめ防止基本方針

熊本県立ひのくに高等支援学校

1 いじめ防止対策に関する基本的な考え方

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。いじめ防止対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめ防止対策は、いじめが将来にわたり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

また、いじめ防止対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

2 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」）

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(令和2年11月24日付け「熊本県いじめ防止基本方針」より抜粋)

3 学校におけるいじめ防止対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、部主事、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学科主任代表、寮務主任、相談支援部長、人権教育主任、外部専門家からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、年3回、会を開催する。

(2) 学年・学科・寮務主任会議及び職員会議（職員朝会も含む）での情報交換及び共通理解

2週間に1度、生徒に関する資料交換の中で配慮を要する生徒について、現状や課題、指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 組織の役割

いじめに対しては、学校が組織的に対応する。当該の複数教職員に加え、保護者や外部の専門家等が参加することにより、早期に問題解決に対応する中核としての役割を担う。

的確にいじめの疑いに関する情報の共有、情報を基に組織的に対応できるような体制をとる。

(4) いじめに関する情報の集約等に係る業務を担う担当者

いじめの防止活動啓発やいじめの発生（疑いも含む）に関する情報の集約の窓口を一元化するため「情報集約担当者」としての役割を「生徒指導主事」が担うものとする。

4 年間計画

月	取組内容
4	PTA総会 ハートフル相談
5	全校集会（生徒へのいじめ防止啓発）
6	いじめ防止月間への取組（各学年、学級での取組） P T A 授業参観 全校集会（生徒への啓発） ハートほっとウィーク（担任、学科主任等との面談）
7	第1回心のアンケート実施 第1回いじめ防止対策委員会
8	第1回心のアンケート及び第1回いじめ防止対策委員会の報告及び生徒理解（職員研修等）
9	授業参観、学級懇談会、全校集会（生徒への啓発）
1 1	ハートほっとウィーク（担任、学科主任等との面談）
1 2	第2回心のアンケート実施 第2回いじめ防止対策委員会 人権集会（いじめ防止啓発） 第2回心のアンケート及び第2回いじめ防止対策委員会の報告及び生徒理解（職員研修等）
1	授業参観、学級懇談会
2	第3回心のアンケート実施 第3回いじめ防止対策委員会 第3回心のアンケート及び第3回いじめ防止対策委員会の報告及び生徒理解（職員研修等）
3	職員研修（いじめ防止の取組に関する年間反省及び課題と志向）

5 いじめの未然防止

(1) 学級経営の充実

ア 連絡帳や健康観察等を通して、生徒の思いや表情を汲み取る等の細やかな実態把握に努める。

イ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、年3回「心のアンケート」を実施し、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

ウ わかる・できる授業づくりに尽力し、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 規範意識の醸成

ア 全ての生徒を教職員全員で見守り、支援する体制づくりに努める。

イ LHRの授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。

ウ 全ての教育活動において人権教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

ア 面談週間「ハートほっとウィーク」を年2回実施し、生徒の抱える悩みや問題を早期に把握する。

イ 「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。
ウ ハートフル相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 学年を越えたクラス編成による学習形態

上級生・下級生と協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、生活関連学習の授業の中に情報モラル教育を盛り込むなどして、常時、生徒にいじめ防止の啓発を行う。

(6) 保護者・関係機関との連携協力体制の整備

必要に応じて保護者や警察、児童相談所、病院等との情報交換や研修を行う。

6 いじめ早期発見のための取組

(1) 授業および学校活動での教師の気づき

人権感覚に立った生徒の言語環境に対する見守りと気づきを重視する。特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等には、これを見逃さない。

(2) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、警察や福祉機関等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(3) 寄宿舎における生徒指導上の事案への連携と対応

寄宿舎生活を送っている生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寄宿舎を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行う。

(4) 年3回「心のアンケート」の実施

年3回、「心のアンケート」を実施する。また、「心のアンケート」をもとに、一人一人の生徒と直接話をして、思いをくみ取る。

(5) 日記指導

生徒の休み時間や放課後の課外活動の中で生徒の様子に目を配ったり、日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(6) 生徒手帳・生徒証明書に相談電話窓口を掲示

「熊本県いじめ・子ども安全相談電話（24時間子供SOSダイヤル）」や「いじめ匿名連絡サイト『スクールサイン』」、県立教育センターにおける教育相談等、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を周知徹底するなど、子どもがいつでも相談できる機関を周知する。

7 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるとき

は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行う等の措置を講ずる。

- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (7) 具体的な支援
 - 【欠席1日目から（含 遅刻・早退）】学級担任等による対応
 - ・欠席理由の把握（電話連絡等）細かな管理職への報告
 - 【欠席3日目から（含 遅刻・早退）】学年及び校内における共通理解
 - ・欠席理由や状況等について管理職への報告、対応方法の検討（家庭訪問等）
 - 【通算30日を超える欠席（含 遅刻・早退）および長期欠席】
 - ・校内支援委員会で対応方法(含外部機関等)の検討

8 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まずに、速やかに組織的に対応しいじめられた生徒を守り通す。いじめた生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。対応についてはいじめ防止対策委員会の指導監督のもと教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等との連携のもとに取り組む。

9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（ア）いじめに係る行為が止んでいること

a この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。本校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

b 特に、寄宿舎生活を送っている生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、本校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【第1訂】平成28年度3月

【第2訂】平成29年度3月

【第3訂】令和2年度7月

【第4訂】令和3年度2月